

訪室時の対応と記録

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

1 はじめに

看護師が訪室時にとった対応が不法行為にあたるとして訴えられた事例を紹介します。

2 事業

妊娠26週5日の41歳の歯科医の女性X（腹腔鏡下子宮筋腫核出術の既往があり、被告病院の麻酔科医とは事実上の婚姻関係にある）が、平成26年12月23日午後11時に、腹痛により救急入院し、翌24日午後1時30分に造影C Tで子宮破裂が確認され（胎児は死産）、その喪失体験から「うつ状態」になったのは、腹痛に対する検査、処置に過誤があったからだとして病院と医師2名、そして24日の日勤帯に対応したY看護師に対して、慰謝料3000万円を含む3300万円の、Y看護師に対しては、訪室時に暴言等の不法行為があったとしてさらに1100万円（合計4400万円）の賠償を求めて提訴しました。

裁判所は、医師にも看護師にも過誤はなかったとして請求を棄却しましたが、ここではY看護師への請求に絞って紹介します。

Xの主張は、Y看護師が腹痛の内容・原因を把握分析しようとせずに放置した、医師から詳しい検査のために病室から外来診察室へ移動させるように指示を受けた際に、「5分も待っている。何とか動けないですか。動かなければ外来に行って検査ができないですよ。」等と言って移動をせかせる言動を行い、さらには車い

すに患者一人で移乗するように命じた、無理やり移動させた、また押し倒す行為等を行い、これが不法行為にあたるというものであります。

これに対し、Y看護師側は、Xの主張を否定し、車いすへの移乗を促す言動は外来診察室に移動して検査させるためのもので、その目的は正当でXの名誉を侵害したり脅迫したりするものではなく、違法ではないと反論しました。

3 裁判所の判断

裁判所は、このY看護師が数回にわたって訪室した経過を詳細に認定しました。すなわち、1回目には車いすを持参して訪室して、移乗可能か尋ねたがXが全く動かないことからリーダーに報告し、2回目には2名の応援の看護師とともに訪室して移乗を介助しようとしたが移乗はできず、3回目の訪室時にはXは座位であったがそれでも移乗ができなかつたので退室し、4回目は医師とともに訪室し、医師が病室で診察しようとしたが仰臥位がとれず診察をあきらめ、5回目には医師2名とY看護師が訪室して、臥位に体位変換させてエコー検査を行ったところ、心音が聴取できず胎動も消えていました。

そして、裁判所は、Y看護師は医師の指示に基づいて移動をさせようとしたもので、そのために移乗等に伴う痛みに対して覚悟を求めるべく相応の言辞を用いて説得を試みたとしても不適切とは言えず、違法な言動があったとは認められないと判断しました（東京地裁令和元年8月29日判決）。

4 まとめ

Xの主張とY側の主張とは大きく違っていますが、なぜこのような違いが起きたのかは判決文からは窺えません。判決文を読んで注目された部分は、Y看護師が経過をリーダーに報告したり、訪室したときに観察した状況を看護記録に記述（血圧・脈拍の数値、冷汗はなし、軽度の吐き気あり、腹部膨満感はなし、腸蠕動音の亢進はなし、軽度の過換気等の記述）していましたことです。この記録がY看護師の主張の正しさを裏付けたのではないかという印象を持ちました。ここでも、記録を取ることの重要性が指摘できます。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事案件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242

